

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人東京医科歯科大学の役職員の報酬・給与等について(令和6年4月～令和6年9月)

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当該法人の主要事業は教育・研究事業である。役員報酬水準を検討するにあたっては、国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえ、国家公務員給与の改定状況等を参考として決定している。

② 令和6年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

学長の勤勉手当の額において、国立大学法人評価委員会が行う本学の業務の実績に関する評価の結果及び役員としての職務実績を総合的に勘案し、学長が、学長選考・監察会議の意見を聴いて、その額を100分の20の範囲内で増額し、又は減額することができる仕組みとしている。また、理事及び監事の勤勉手当の額においても、国立大学法人評価委員会が行う本学の業務の実績に関する評価の結果及び役員としての職務実績を総合的に勘案し、学長が、経営協議会の意見を聴いて、その額を100分の20の範囲内で増額し、又は減額することができる仕組みとしている。

③ 役員報酬基準の内容及び令和6年度における改定内容

法人の長

学長の給与は、東京医科歯科大学役員給与規則に則り、本給、調整手当、通勤手当、研究特別手当及び勤勉手当とする。本給表は同規則に規定のとおりとし、学長の号給は7号給としている。調整手当及び研究特別手当については、常勤職員の例に準じて支給する。勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在において学長が受けるべき本給及び調整手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の45を乗じて得た額を加算した額を基礎として、6月に支給する場合においては100分の150の支給率、12月に支給する場合においては100分の165の支給率を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、100分の30～100分の100の割合を乗じて得た額に賞与係数を乗じて得た額とする。なお、賞与係数は、予算編成時に1.3～0.7の範囲で設定し、役員会及び経営協議会の承認を持って決定する。

理事

理事の給与は、東京医科歯科大学役員給与規則に則り、本給、調整手当、通勤手当、研究特別手当及び勤勉手当とする。本給表は同規則に規定のとおりとし、理事の号給は5号給以内の範囲で、当該理事の勤務内容等を勘案し、学長が別に定めることとしている。調整手当及び研究特別手当については、常勤職員の例に準じて支給する。勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在において当該理事が受けるべき本給及び調整手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の45を乗じて得た額を加算した額を基礎として、6月に支給する場合においては100分の150の支給率、12月に支給する場合においては100分の165の支給率を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、100分の30～100分の100の割合を乗じて得た額に賞与係数を乗じて得た額とする。なお、賞与係数は、予算編成時に1.3～0.7の範囲で設定し、役員会及び経営協議会の承認を持って決定する。

理事(非常勤)

非常勤理事の給与は、東京医科歯科大学役員給与規則に則り、非常勤役員手当とする。非常勤役員手当の月額は、当該役員の職務の困難度、実績等を勘案して、学長が別に定める。

監事

監事の給与は、東京医科歯科大学役員給与規則に則り、本給、調整手当、通勤手当、研究特別手当及び勤勉手当とする。本給表は同規則に規定のとおりとし、監事の号給は4号給以内の範囲で、当該監事の勤務内容等を勘案し、学長が別に定めることとしている。調整手当及び研究特別手当については、常勤職員の例に準じて支給する。勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在において当該監事が受けるべき本給及び調整手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の45を乗じて得た額を加算した額を基礎として、6月に支給する場合には100分の150の支給率、12月に支給する場合には100分の165の支給率を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、100分の30～100分の100の割合を乗じて得た額に賞与係数を乗じて得た額とする。なお、賞与係数は、予算編成時に1.3～0.7の範囲で設定し、役員会及び経営協議会の承認を持って決定する。

監事(非常勤)

非常勤監事の給与は、東京医科歯科大学役員給与規則に則り、非常勤役員手当とする。非常勤役員手当の月額は、当該役員の職務の困難度、実績等を勘案して、学長が別に定める。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	令和6年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 10,383	千円 6,210	千円 3,055	千円 1,118 (調整手当) 0 (通勤手当)		R6.9.30	※
理事A	千円 8,311	千円 4,908	千円 2,414	千円 883 (調整手当) 106 (通勤手当)		R6.9.30	※
理事B	千円 8,351	千円 4,908	千円 2,519	千円 883 (調整手当) 40 (通勤手当)		R6.9.30	※
理事C	千円 8,299	千円 4,908	千円 2,414	千円 883 (調整手当) 94 (通勤手当)		R6.9.30	※
理事D	千円 8,354	千円 4,908	千円 2,414	千円 883 (調整手当) 149 (通勤手当)		R6.9.30	
理事E	千円 8,246	千円 4,908	千円 2,414	千円 883 (調整手当) 40 (通勤手当)		R6.9.30	
理事F	千円 7,778	千円 4,566	千円 2,344	千円 822 (調整手当) 46 (通勤手当)		R6.9.30	◇
理事A (非常勤)	千円 6,600	千円 6,600	千円 0	千円 0 (調整手当) 0 (通勤手当)		R6.9.30	
理事B (非常勤)	千円 5,700	千円 5,700	千円 0	千円 0 (調整手当) 0 (通勤手当)		R6.9.30	
監事A	千円 7,194	千円 4,236	千円 2,084	千円 762 (調整手当) 112 (通勤手当)		R6.9.30	
監事A (非常勤)	千円 2,400	千円 2,400	千円 0	千円 0 (調整手当) 0 (通勤手当)		R6.9.30	

注1:国立大学法人東京医科歯科大学は令和6年10月1日に解散した法人であり、令和6年4月分から同年9月分までの報酬等について記載した。

注2:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注3:「調整手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注4:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

国立大学法人東京医科歯科大学は、「知と癒しの匠を創造する」に基づき、教育研究診療の質のさらなる高度化を図り、世界をリードする指導的役割を果たす人材を育成することを目指している。特に、2025年4月に公表された分野別QS世界大学ランキングでは、歯学分野で日本第1位、世界第4位タイと高評価を獲得した。このように、学長のリーダーシップの下で、学部・大学院の教員のほか、大学病院・研究所等の教員も学生の教育・研究指導に携わるなど多角的な教育を行い、世界レベルの研究力や国際競争力の強化に努めている。また、学長主導のもと人事委員会を設置することにより、全学的な人事の透明性を高めるとともに、大学全体の戦略に基づいた人材の積極採用、重点配置ならびに採用計画等の立案を可能とした。

そうした中で、本学の学長は、常勤職員数約3,000名の法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

学長の年間報酬額を2倍した額(令和6年度は4月1日～9月30日の報酬額のため)は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬59,202千円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額23,235千円と比べてもそれ以下となっている。

加えて、本学では学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を参考にして決定しているが、学長の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言え、これまでの各年度における業績評価の結果を勘案したものであるとしている。

こうした職務内容の特性や民間企業等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事

本学の理事は、常勤職員数約3,000名の法人の代表である学長の補佐として、「医療」「研究・改革」「教育」「財務・資産活用・CFO」「産官学連携・教員人事」「事務総括・男女共同参画・障害者雇用」の各担当として任命され、各方面からグローバル化の推進を図ること等により、世界トップレベルの大学を目指すべく、経営責任者の職務を担っている。

理事の年間報酬額を2倍した額(令和6年度は4月1日～9月30日の報酬額のため)は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬59,202千円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額23,235千円と比べてもそれ以下となっている。

加えて、本学では理事の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を参考にして決定しているが、理事の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言え、これまでの各年度における業績評価の結果を勘案したものであるとしている。

こうした職務内容の特性や民間企業等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事(非常勤)

本学の非常勤理事は、常勤職員数約3,000名の法人の代表である学長の補佐として、「大学統合」「ガバナンス改革」の各担当として任命され、世界トップレベルの大学を目指すべく、経営責任者の職務を担っている。

なお、本学では非常勤理事の給与は、当該役員の職務の困難度、実績等を勘案して学長が定めている。

こうした職務内容の特性を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

監事

本学の監事は、本学の健全な発展に資するため、法令等に従い、業務の適正かつ効率的、効果的、経済的な運営を図ること及び会計経理の適正を確保するための監査職務を担っている。監事の年間報酬額を2倍した額(令和6年度は4月1日～9月30日の報酬額のため)は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬59,202千円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額23,235千円と比べてもそれ以下となっている。

加えて、本学では監事の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を参考にして決定しているが、監事の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言え、これまでの各年度における業績評価の結果を勘案したものである。

こうした職務内容の特性や民間企業等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

監事(非常勤)

本学の非常勤監事は、本学の健全な発展に資するため、法令等に従い、業務の適正かつ効率的、効果的、経済的な運営を図ること及び会計経理の適正を確保するための監査職務を担っている。

なお、本学では非常勤監事の給与は、当該役員の職務の困難度、実績等を勘案して学長が定めている。

こうした職務内容の特性を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

【文部科学大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、民間企業等との比較などを考慮すると、役員の報酬水準は妥当であると考えられる。

4 役員退職手当の支給状況(令和6年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
	千円	年	月			
法人の長	該当なし					
理事A	該当なし					
理事B	3,667 (39,349)	3 (31)	6 (6)	R6.9.30	1.1	※
理事C	該当なし					
理事D	2,567	2	6	R6.9.30	1.0	
理事E	2,567	2	6	R6.9.30	1.0	
理事F	該当なし					
理事A (非常勤)	該当なし					
理事B (非常勤)	該当なし					
監事A	該当なし					
監事A (非常勤)	該当なし					

注:「支給額総額」及び「法人での在職期間」は、役員在職期間分を記載するとともに、職員の期間を通算した役員については、括弧書きで役員在職期間及び職員在職期間の通算分を併記して

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【法人の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当なし
理事A	該当なし
理事B	当該理事は在任期間中、研究・改革担当として、本学の統合研究機構長及び統合改革機構長を務め、研究戦略の策定、先端研究の推進及び研究活動等への支援、学内の研究資源の集約と戦略的利用の促進に貢献し、大学力向上に資する改革に取り組んだ。また、東京工業大学との統合協議においても大きく貢献した。 当該理事の業績勘案率については、これら担当業務に対する貢献度等を勘案した上で、経営協議会の議を経て、1.1と決定した。
理事C	該当なし
理事D	当該理事は在任期間中、財務・資産活用・CFO担当として財務面における本学のガバナンス改革・強化に取り組み、信用格付の取得に貢献したほか、東京工業大学との統合協議においてもCFOとして尽力し、大きく貢献した。 当該理事の業績勘案率については、これら担当業務に対する貢献度等を勘案した上で、経営協議会の議を経て、1.0と決定した。
理事E	当該理事は在任期間中、産官学連携・教員人事担当として、本学の統合イノベーション機構長を務め、知的財産の創出支援等を通じた産官学連携、イノベーション及び研究活動の支援並びに臨床研究の推進に貢献したほか、教員人事に係る制度改革に積極的に取り組み、優れた人材の確保による本学の教育・研究の質向上に貢献した。また、東京工業大学との統合協議においても大きく貢献した。 当該理事の業績勘案率については、これら担当業務に対する貢献度等を勘案した上で、経営協議会の議を経て、1.0と決定した。
理事F	該当なし
理事A (非常勤)	該当なし
理事B (非常勤)	該当なし
監事A	該当なし
監事A (非常勤)	該当なし

注:「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

【文部科学大臣の検証結果】

在職期間における法人及び個人の業績などを考慮すると、役員の退職手当の水準は妥当であると考えます。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

勤勉手当の額は、当該役員が受けるべき本給及び調整手当の月額合計額に、100分の45を乗じて得た額を加算した額を基礎として、6月に支給する場合においては100分の150、12月に支給する場合においては100分の165を乗じて得た額に、その者の勤務期間の区分に応じて100分の30以上100分の100以下の割合を乗じた額に、賞与係数を乗じた額とする。なお、上記による学長の勤勉手当の額は、国立大学法人評価委員会が行う本学の業務の実績に関する評価の結果及び役員としての職務実績を総合的に勘案し、学長が、学長選考・監察会議の意見を聴いて、その額を100分の20の範囲内で増額し、又は減額することができる。また、理事及び監事の勤勉手当の額は、国立大学法人評価委員会が行う本学の業務の実績に関する評価の結果及び役員としての職務実績を総合的に勘案し、学長が、経営協議会の意見を聴いて、その額を100分の20の範囲内で増額し、又は減額することができる。

II 職員給与について

国立大学法人東京医科歯科大学の職員給与の支給水準については、同大学が令和6年10月1日に解散した法人であり、令和6年度の支給実績が示せないこと、また、本学の職員の殆どが承継法人である東京科学大学の職員となったため、承継法人である東京科学大学の役職員の給与水準の公表において水準を公表していることから、本項については省略することとした。

Ⅲ 総人件費について

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 12,131,542	千円 12,042,065	千円 6,133,381	千円	千円	千円
退職手当支給額 (B)	千円 869,785	千円 685,967	千円 88,925	千円	千円	千円
非常勤役職員等給与 (C)	千円 12,700,167	千円 13,755,889	千円 7,406,686	千円	千円	千円
福利厚生費 (D)	千円 3,477,280	千円 3,666,454	千円 1,851,813	千円	千円	千円
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 29,178,774	千円 30,150,375	千円 15,480,805	千円	千円	千円

注：中期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載する。

注：国立大学法人東京医科歯科大学は令和6年10月1日に解散した法人であるため、令和6年度については令和6年4月分から同年9月分までの人件費について記載する。

注：「非常勤役職員等給与」及び「福利厚生費」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約にかかる費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書「18役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

(1)給与、報酬等支給総額(前年度比1.9%増)

常勤教職員数の増員及び給与水準の改定等により、給与報酬支給総額においては前年度比1.9%の増額となった。

(2)最広義人件費(前年度比2.7%増)

給与、報酬等支給総額の増額に加え、承継外職員数の増加及び派遣労働者の活用等により、最広義人件費においては前年度比2.7%の増額となった。

注：前年度比について、令和6年度は令和6年4月分から同年9月分までの額であるため、令和6年度の実額を2倍した額と、令和5年度の実額とを比較して算出した。

Ⅳ 定年制度及び60歳以上の職員の給与制度

当該項目の記載については、同大学が令和6年10月1日に解散した法人であり、また、本学の職員の殆どが承継法人である東京科学大学の職員となったため、承継法人である東京科学大学の役職員の給与水準の公表において記載していることから、本項については省略することとした。

Ⅴ その他

当該項目の記載については、同大学が令和6年10月1日に解散した法人であり、また、本学の職員の殆どが承継法人である東京科学大学の職員となったため、承継法人である東京科学大学の役職員の給与水準の公表において記載していることから、本項については省略することとした。